**【INDEX】**

**＊いじめ**

# ・「重大いじめ」調査公表、主要自治体の３割（読売新聞・1月27日）P.2

**＊虐待**

# ・虐待保護にＡＩ活用…再発率予測・体の傷識別（読売新聞1月4日）P.2

**＊障がい**

# ・難病・障害児、外出時もケア…ネットに診療情報（読売新聞・1月9日）P.3

**・読み書き困難の「ディスレクシア」、日本人の８％**（Alterna・1月15日）P.3

# ・発達障害児指導に履修証明　小中教員向け研修創設へ　文科省、指針づくりも（日経新聞・1月24日）P.4

**＊子どもの貧困**

# ・社説［子の貧困対策見直し］対象広げ動き加速せよ（沖縄タイムス・1月10日）P.4

**＊性暴力**

# ・性被害の実態、法務省が調査へ　暴行・脅迫の有無も質問（朝日新聞・1月21日）P.6

# ・施設の子ども間の性暴力、厚労省が初の実態調査（読売新聞・1月29日）P.6

**＊性的搾取**

# ・｢JKビジネス｣にからめとられる少女らの現状　村木厚子さんが拘置所で見た日本の課題（東洋経済オンライン・1月5日）P.7

# ・少女ら標的、睡眠ドラッグ悪用の性犯罪急増（産経新聞1月7日）P.10

**＊SOGI（ソギ・性的指向と性自認／Sexual Orientation＆ Gender Identity）**

# ・当事者「差別に目向けて」　性別変更の手術条件合憲で（毎日新聞・1月24日）P.11

**＊SNS関連**

# ・学校がスマホ一括契約、全生徒に「制携帯」配布（読売新聞・1月10日）P.12

# ・「ゲーム障害」初の実態調査へ 厚労省（TBS　NEWS・1月11日）P.13

**＊その他**

**・「震災思い出し落ち着かなくなる」小５で12.9％、中１は6.7％　県教委調査**（河北新報・1月4日）P.13

# ・不登校の小中生、過去最多の１４万４千人　背景に教育機会確保法（産経デジタル・1月5日）P.14

# ・子どもの誤飲事故、たばこが最多　4年連続、厚労省調査（毎日新聞・1月7日）P.14

**・本当は学校に行きたくない…“隠れ不登校”の実態**（読売新聞・1月8日）P.15

# ・外国籍の子の就学不明　100自治体4割が調査せず（毎日新聞・1月9日）P.18

・**どれくらいなら「普通」なの？　子供のマスターベーションに親はどう対応すべきか**（クーリエ・1月15日）P.19

# ・組み体操、危険性審査へ　国連の子ども権利条約委（日経新聞・1月15日）P.21

# ・白い下着以外は脱がして没収？　「ブラック校則」が子供たちを壊す（ＦＲＩＤＡＹ・1月16日）P.22

# ・スポーツと「子どもの権利」の関係は？（ベネッセ教育情報サイト/Yahooニュース・1月17日）P.24

# ・自殺者18年は2万人、減少続く、未成年は増加（日経新聞・1月18日）P.25

# ・特別養子、１５歳未満に＝小中学生も対象－民法改正案提出目指す・法務省（時事通信・1月19日）P.26

# ・男らしさは病の元？ 　米精神医学会が「男らしさ」に伴うリスクについて指針（Yahooニュース・1月25日）P.26

# ・女性５人に１人「デートＤＶ」被害　自分責め被害認識乏しく　埼玉女性殺害（産経新聞・1月25日）P.29

# ・「自慰行為は健全で正常なこと」子供とのオープンな会話を専門家が勧める理由（ハフポスト日本版・1月28日）P.30

# ・特別養子縁組「原則１５歳未満」…法制審答申へ（読売新聞・1月29日）P.33

# ・特別養子、15歳未満に対象拡大　法制審部会が要綱案（日経新聞・1月29日）P.33

# ・親は薬物依存症、「自分が悪いから」傷つく子ども…松本俊彦さんに聞く（弁護士ドットコム・1月30日）P.34

**＊いじめ**

# ・「重大いじめ」調査公表、主要自治体の３割（読売新聞・1月27日）

　いじめで子供が心身に大きな被害を受けた重大事態に関する自治体の調査結果を巡り、読売新聞は、県庁所在地などの主要都市と東京特別区の計１０５自治体を対象に公表状況を調査した。２０１７年度までの３年間に公立小中学校で重大事態が発生したと認めた４７自治体のうち、ホームぺージ（ＨＰ）や記者発表で公表したのは３割の１５自治体にとどまった。

　重大事態は、いじめ防止対策推進法（１３年９月施行）で規定され、文部科学省の調査では、小中高校などで１５～１７年度に計１１８４件発生した。文科省は再発防止に向け、「調査結果は特段の支障がなければ公表が望ましい」とする指針を示しているが同法では公表に関する明確なルールはない。

　今回の調査は、同法施行から５年に合わせ、昨年１１～１２月に実施。政令市、県庁所在市、中核市、東京２３区の全１０５自治体が回答した。１５～１７年度、重大事態の発生を認めた４７自治体では少なくとも１４３件あった。発生がなかったとしたのは４５自治体。１３自治体は有無を答えなかった。

　重大事態があった４７自治体のうち、調査結果をＨＰなどで公表したのは１５自治体で、横浜市は被害者が望まない部分は伏せて昨年から原則公表とした。

　「非公表」としたのは２６自治体。理由は「個人や事案が特定される」「被害者感情や児童生徒の将来を考慮」が多かった。調査に協力した子供に対する嫌がらせなどへの懸念も強いようだ。６自治体は情報公開請求で対応していると答えた。

　公表の１５自治体は教職員研修などで調査結果を活用していたが、非公表のうち６自治体は活用していなかった。〈関連記事３面〉

重大事態　いじめ防止対策推進法では、いじめが原因で、生命や心身、財産に大きな被害が生じた場合、または長期間の不登校になった場合と規定。教育委員会や学校に調査組織の設置を義務付けている。

https://www.yomiuri.co.jp/national/20190127-OYT1T50045.html

**＊虐待**

# ・虐待保護にＡＩ活用…再発率予測・体の傷識別（読売新聞1月4日）

　児童虐待の通告件数が増え続ける中、三重県と産業技術総合研究所は２０１９年度から、子どもの一時保護の必要性を判断するため人工知能（ＡＩ）端末を一部現場に配備する。蓄積データなどに基づいた迅速な決定に役立ち、職員の負担軽減も期待できるという。

　虐待対策へのＡＩ利用の研究は、１８年３月に東京都目黒区で船戸結愛ちゃん（当時５歳）が虐待死した事件を受けた政府の緊急対策にも盛り込まれた。現場での導入は初となる。

　同県は、一時保護の必要性を現場で判断するための確認項目をまとめた独自の「リスクアセスメントシート」を１３年度に作成。ＡＩは５０００件分のシート運用データから同研究所が開発した。

　職員が端末にシートと同じ項目を入力するとＡＩが特徴を分析し、予測される再虐待率などを示す。体の傷も端末のカメラで撮影。データ蓄積が進めば、ＡＩが虐待による傷かどうかを判断することも可能になる。

https://www.yomiuri.co.jp/national/20190101-OYT1T50076.html

**＊障がい**

# ・難病・障害児、外出時もケア…ネットに診療情報（読売新聞・1月9日）

　難病や障害のため、日常生活で人工呼吸器の装着やたんの吸引などが必要な医療的ケア児の診療情報をインターネット上に保管し、外出先で体調が急変した場合などに、家族が情報を引き出して医療機関と共有する仕組みを厚生労働省が整備する。急変時に備えた環境を整え、ケア児が旅行や遠足など遠くに出かけやすいよう支援する。新年度の開始を目指す。

　医療的ケア児は医療技術の進歩で年々増え、２０１６年の推定人数は約１万８３００人と１０年前の１・８倍。難病の種類や障害の状態が子どもによって異なるため、ふだんの様子をよく知る医師でないと急変時に対応しにくいとされる。家族からは、遠出が難しいとの声が上がっていた。

https://www.yomiuri.co.jp/national/20190109-OYT1T50080.html

**・読み書き困難の「ディスレクシア」、日本人の８％**（Alterna・1月15日）

知的に問題はないものの、読み書きの能力に著しい困難を持つ「ディスレクシア」のイベントがこのほど都内で開かれ、国内外の当事者らが体験を語った。学習障害の一種で、欧米では人口の10～15％、日本でも５～８％いるとされるが、周囲が気づきにくく、社会の認知度は低い。大人になってから自身がディスレクシアだと知った落語家の柳家花緑さんは「ディスレクシアを知る勇気を持ち、早く楽になってほしい」とメッセージを寄せた。（松島 香織）

読み書きがしにくいことは、恥ずかしさから周囲に言えず、また周囲からも見えるものではないので気付かず、孤独になりやすい。当事者は自分に自信が持てなくなり、フラストレーションを抱えてひとりで思い悩むこともあるようだ。教育現場での役割は大きく、ディスレクシアの認知度向上は社会全体の大きな課題といえる。

アジア太平洋ディスレクシア・フェスティバル2018は、教育・研究者やＮＰＯで支援しているメンバーらで構成したＡＰＤＦ2018実行委員会が主催し、今年で３回目を迎えた。2020年に岡山市で開催する「アジア太平洋ディスレクシア・フォーラム2020」に向けて、ディスレクシアの認知・啓発を行っている。

シンポジウムに登壇したSarah Eddieさんはブルネイから参加した17歳の少女だ。７歳の時に学校で受けたスペリングテストが全くできず、教師がディスレクシアだと気づいてくれたという。その後、学習支援を受けたが、何度も教室を逃げ出した。それでもその支援のおかげで読み書きの基礎を学ぶことができたという。

文字が読めない、書けないことは子どもであっても自尊心が傷つく。Sarahさんは保護者に対して忍耐強く見守り、「何か足りない人だとは思わないでほしい」と会場に呼びかけた。

同時に、エレノア・ルーズベルト元米国大統領夫人の「未来は夢見ることの美しさを信じる人のためにあります」という言葉を引用して、当事者には大きな夢をもってチャレンジし自分で限界は作ってはいけないと励ました。

フェスティバルは多数のワークショップを開催、ディスレクシアの症状のひとつである「文字がにじんで踊る」ように見える疑似体験プログラムなどは早々に満席となり、終了後も参加者同士で活発に情報交換をしていた。

群馬県から参加した夫婦は、数か月前に長男から「以前から文字がにじんで踊っているように見える」と言われ、ディスレクシアを理解するために参加した。「認知度が低く目に見えるものではないから、親としてきちんと周りの人に伝えることが大切。将来に漠然とした不安があったが希望が持てた」と話した。

http://www.alterna.co.jp/25747

# ・発達障害児指導に履修証明　小中教員向け研修創設へ　文科省、指針づくりも（日経新聞・1月24日）

文部科学省は24日までに、発達障害がある小中学生の教育環境を整備するための対策方針を発表した。子供の障害に応じた指導ができる教員を増やすため専門性の高い研修制度を創設して履修証明を発行することや、指導方法の指針をつくって学校に周知することが柱。研修創設は2020年度以降、指針作成は19年度以降の実施を目指す。

文科省によると、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）といった発達障害がある子供らを対象に、通常の学級に在籍しながら別室などで授業を受ける「通級指導」が近年増加。公立小中学校では17年度に約11万人と、09年度の2倍に上った。

通級指導には専門の免許が必要ないため、障害への詳しい知識や経験がない教員が担当することもあるといい、専門性の高い教員の不足が課題となっていた。

新たな研修制度は現職教員を対象とし、自閉症やLD、ADHDなどがある子供の特性に合わせた指導について、大学などで実施。受講者には履修証明を発行し、通級指導や特別支援学級での指導に役立ててもらう。

指針では、発達障害がある子供への授業に関し、モデルや具体例などを盛り込む見通しだ。

障害者の活躍を後押しする方策を検討するため同省内に設けたチームが23日の初会合で、これらの対策方針をまとめた。同チームは4月ごろまでに、文化やスポーツなどの分野でも具体的な取り組みを打ち出す方針。

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO40395550U9A120C1CR0000/

**＊子どもの貧困**

# ・社説［子の貧困対策見直し］対象広げ動き加速せよ（沖縄タイムス・1月10日）

　「子どもの貧困対策推進法」の施行から５年を迎えるのを前に、超党派の議員連盟が法改正の検討を進めている。

　内閣府の有識者会議も「子供の貧困対策大綱」見直しに向けての議論を始めた。

　対象の拡大と取り組みの加速が急務である。

　２０１４年１月に施行された推進法は、生活が苦しい家庭の子どもの教育支援を柱に、国や自治体の責務を明記した。

　法律を受け同年８月に決定された大綱には、低所得世帯向け奨学金制度の充実や幼児教育無償化などが盛り込まれた。いずれも５年ごとに見直すことになっている。

　今回、論点の一つになっているのが、基礎自治体である市町村による貧困対策計画の策定だ。

　現行は都道府県の努力義務で、全都道府県が策定済みである。実態に応じたきめ細かな支援に結びつけるため、住民に近い地方行政の関与を求めたいという。

　推進法や大綱に基づき実施された施策で、子どもの大学等進学率は生活保護世帯で３２・９％から３５・３％に、ひとり親家庭は４１・６％から５８・５％に上昇するなど改善が進む。ただ全世帯の７３・０％に比べると開きは歴然。家庭の経済格差が教育格差につながっており、教育費負担のさらなる軽減が必要だ。

　最も基礎的な指標である子どもの貧困率も１５年時点で１３・９％と、先進国の中ではなお高い水準にある。

　施策の効果を検証した上で必要なもの足りないものを洗い出し、国、都道府県、市町村の役割を明確にすべきだ。　　　　■　　　　■

　現行の大綱は、より厳しい状況にあるひとり親や生活保護世帯への施策を柱としているが、両親そろっていても困窮しているケースは少なくない。特に地方ではその傾向が強い。

　「沖縄子ども調査」で食料を買えなかった経験を尋ねたところ、２人親世帯でも２５％が「あった」と回答している。

　ひとり親で線引きする支援は果たして妥当なのか。２人親でも子どもの人数や家計の状況によって、手厚くサポートする制度設計が必要である。

　学校をプラットホーム（拠点）に福祉機関との連携に力を入れる現大綱は、成長目まぐるしい乳幼児期の公的支援が薄い。

　保育所を貧困対策の「最初の砦（とりで）」とするなど支援を強め、学齢期の対策にスムーズにつなげることも重要だ。

　　　　■　　　　■

　３年前に策定された「沖縄県子どもの貧困対策計画」は、独自の給付型奨学金制度や困窮世帯への学習支援などを盛り込んでいる。

　全国に先駆けてはじき出した子どもの貧困率などのデータによって実態把握が進み、沖縄の子どもの貧困率は２５％まで改善されたが、状況はまだまだ厳しい。

　経済支援を突き詰めれば、「再分配」の重要性が浮かび上がる。

　法改正や大綱見直し議論の中で、政府に対し困窮家庭への配分を手厚くするよう求めるべきだ。

https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/369924

**＊性暴力**

# ・性被害の実態、法務省が調査へ　暴行・脅迫の有無も質問（朝日新聞・1月21日）

[法務省](http://www.asahi.com/topics/word/%E6%B3%95%E5%8B%99%E7%9C%81.html)は今月末から、７年ぶりとなる犯罪被害実態調査を行う。性被害については、見えにくい実態を探るため調査方法に工夫を加えるほか、加害者から暴行や脅迫があったかなどについて初めて質問する。

　性犯罪の刑法規定は２０１７年に１１０年ぶりに改められ、強姦（ごうかん）罪が、被害者の性別を問わない強制性交罪に変わった。しかし、「暴行・脅迫」がなければ罪にならないという要件が変わらなかったため、「暴行や脅迫がなくても、抵抗できない場合もある」と批判が続く。刑法改正時の国会の[付帯決議](http://www.asahi.com/topics/word/%E4%BB%98%E5%B8%AF%E6%B1%BA%E8%AD%B0.html)でも、性被害の調査をして実態把握に努めるように求められており、[法務省](http://www.asahi.com/topics/word/%E6%B3%95%E5%8B%99%E7%9C%81.html)は今回の調査結果も参考にしていく。

　調査は、警察が把握していない「暗数」を含めて犯罪被害の実態を調べ、刑事政策に役立てることが目的。[法務省](http://www.asahi.com/topics/word/%E6%B3%95%E5%8B%99%E7%9C%81.html)の[法務総合研究所](http://www.asahi.com/topics/word/%E6%B3%95%E5%8B%99%E7%B7%8F%E5%90%88%E7%A0%94%E7%A9%B6%E6%89%80.html)が００～１２年に４回、国際調査に合わせて実施し、強盗、窃盗、性的事件などの被害の有無や、警察に届けたかどうかを聞いてきた。国際調査は中断しているが、今回は日本が独自に実施し、無作為に抽出した１６歳以上の男女６千人を対象に、１月末から２月に訪問調査する。結果は新年度にまとまる予定。

　性被害は過去の調査で強姦や強制わいせつに加え、痴漢や[セクハラ](http://www.asahi.com/topics/word/%E3%82%BB%E3%82%AF%E3%82%B7%E3%83%A3%E3%83%AB%E3%83%BB%E3%83%8F%E3%83%A9%E3%82%B9%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88.html)などについても聞いており、「５年以内に被害があった」と答えたのは女性の２～４％、全体の１～２％。これまでの訪問調査は、その場で書面の回答を封入して調査員に渡してもらっていたが、被害者支援団体から「その場で書くのは難しい」と指摘され、今回は性被害については後日、インターネットや郵送で回答できるようにする。

　また、強制性交や強制わいせつの被害を受けたと考えている人には暴行・脅迫の有無について聞き、被害時の状況について「抵抗することができた」「暴力をふるわれると思って抵抗できなかった」などの選択肢から選んでもらう。加害者についても「家族・親戚」を「親」「兄弟姉妹」などに分けるほか、「上司」「同僚」など選択肢を増やし、関係の明確化を目指す。

https://www.asahi.com/articles/ASM1P46T6M1PUBQU008.html?iref=pc\_ss\_date

# ・施設の子ども間の性暴力、厚労省が初の実態調査（読売新聞・1月29日）

　厚生労働省は、児童養護施設などの子ども間で起きた「キスをする」「身体を触る」といった性的な暴力に関する初の実態調査を開始した。施設内での子ども間の暴力事案については法律上の規定がなく、自治体などが把握しても、国に報告したり、事実を公表したりする仕組みが整っていないため、表面化しにくい実情がある。同省は年度内に調査結果をまとめ、対策につなげる。

　調査は、全国の児童養護施設のほか、一時保護所や、保護された子どもを家庭で預かる里親などを対象に、アンケートで実施している。

　２０１７年度に起きた子ども間の性暴力について、全てのケースの発生時期や場所、具体的な内容や発覚の経緯などを聞く。性暴力には「身体的な接触」のほか、「裸を撮影する」「入浴時にのぞく」なども含まれ、子ども全員の入所前の家庭環境なども聞き取る。２月中に結果を回収し、集計と分析を行う。

https://www.yomiuri.co.jp/national/20190129-OYT1T50062.html

**＊性的搾取**

# ・｢JKビジネス｣にからめとられる少女らの現状　村木厚子さんが拘置所で見た日本の課題（東洋経済オンライン・1月5日）

かつて検察による冤罪事件に巻き込まれ、そののち厚生労働事務次官まで務めた村木厚子さん。その経験を踏まえて日本型組織の問題点を語った『日本型組織の病を考える』（角川新書）を上梓した村木さんが、新たに闘っているのが「JKビジネス」だという。拘置所の彼女が見た「日本の闇」とは何か？ 孤立と孤独と困窮に立ちすくむ少女たちのため、大人ができることとは――。

孤独な少女たちを受け止めるJKビジネスの実態

2009年、私はいわゆる郵便不正事件で大阪地方検察庁特別捜査部に逮捕され、その約1年3カ月後に無罪判決を受け、復職しました。いかにして私が国家の暴走に巻き込まれ、そこでどう行動したかについては自著でも詳しく語っていますが、取り調べを受けていた時、次のような質問を検事にしました。

「あの女の子たちは何をしたんですか」

私が勾留されていた大阪拘置所には、未決囚だけでなく、刑務作業として食事や洗濯物などを運ぶ女性受刑者がいました。みんなかわいらしく、化粧をしていないすっぴん姿のせいか、とても幼く見えました。

「薬物が多いですね。売春もいます」

驚きました。目の前の彼女たちとそれらの犯罪とが、結び付かなかったからです。

無罪が確定して職場に復帰し、生活困窮者支援の仕事を担当した時に、拘置所で見た少女たちの姿が目に浮かびました。仕事を通じて、貧困、虐待、ネグレクト（育児放棄）、家庭内暴力など、家庭的に厳しい環境に置かれた少女たちがたくさんいるのを知りました。

お金がない、住むところがない、信頼できて相談できる人がいない……孤立と孤独と困窮に立ちすくむ少女たちを結果的に受け止めているものがあります。JK（女子高校生）ビジネスや性風俗、AV（アダルトビデオ）のスカウトなどです。

JKビジネスは、女子高校生くらいの年代の少女たちに接客などをさせるビジネスのこと。これらの性産業に取り込まれていく過程で、少女たちは薬物依存症の被害に遭ったり、摂食障害となったり、早すぎる妊娠や出産を経験したりします。そして事件に巻き込まれ、拘置所や刑務所に来ることになってしまうのです。

家庭にも、学校にも「居場所」を失ってしまった彼女たち。その少女たちを、結果的に受け止めているのが「夜の街」です。助けが必要な子ほど、出合ってはいけないものがそこにある。助けが必要な子ほど、支援に結び付いていないという実態がある。

家出した少女や薬物依存の女性たちを支援する団体の人に話を聞く中で、私が衝撃を受けたのは、「日本の公的支援はすべての面でJKビジネスや性風俗に負けている」という言葉でした。

実態がどのようなものか。支援者の人たちと夜、東京の繁華街に出かけました。教えてもらわないと気がつかないのですが、スカウトの黒服の男性たちが数メートルおきに立っています。

支援者の人たちによると、男性たちは、1人でいる少女を見つけては「ごはん食べた？」「今日寝るところある？」と声をかける。「食べてない」「寝るところがない」と言うと、すぐに食事に連れていってくれ、寝るところも用意してくれる。かゆいところに手が届くような対応です。しかも、役所や警察のようにあれこれ事情を聞いたりせずに、迅速に、その場でどんどん彼女たちが気がかりに思っていることを解決していくのです。

別の支援者の次の言葉も印象的でした。

「厳しい環境で育った子どもたちは、『安全のセンサー』が狂いがち。だから、おぼれている人に『わらをつかむな』と説教しても意味がない。ちゃんとブイを投げるべきだ」

困っていたら相談に来なさいと、でんと構えていたらスカウトのお兄さんがさっさとさらっていく。お説教している間に、少女たちは荒波にのみ込まれてしまう。「申し訳ないけど、ここで支援できるのは〇歳までなんです」なんて言っている間に、悪徳ビジネスにからめ取られてしまう。

何とかしなければ――。そう感じた大人たちが始めたのが、貧困、虐待、孤独など、生きづらさを抱えた少女たちに寄り添う「若草プロジェクト」の活動でした。

活動の柱は「つなぐ」「ひろめる」「まなぶ」

審議会の仕事などを通じて知り合った弁護士の大谷恭子さんが、作家の瀬戸内寂聴さんと引き会わせてくれて、この問題に一緒に取り組むことになりました。退官後の2016年、一般社団法人を設立し、「若草プロジェクト」と名付けた活動を始めたのです。

活動の柱は「つなぐ」「ひろめる」「まなぶ」の3つ。

「つなぐ」は、少女たちと支援者をつないだり、支援者同士をつないだりすることです。今の若者は無料通信アプリのLINEのほうが相談しやすいと聞き、LINE相談を始めました。そこで受けた相談を、専門家につなぐことをしています。

「ひろめる」は、少女たちの実情を社会に広める活動です。また、こうした支援があることを、少女たちに知らせる活動でもあります。

少女たちが家出したり、援助交際に走ったりしたというと、それは彼女たちが勝手にやっていることで自己責任だとか、家庭の問題だ、親の責任だという声が多く聞かれます。でも、自己責任というには若すぎる年齢の少女たちです。家庭内暴力や、学校での陰湿ないじめなど、本人だけの責任とはいえないところもあります。そこに性的なものが絡んでいれば、外に相談するのはなおさら難しくなる。そんな少女たちの実態を、シンポジウムや広報活動を通じて広めています。

「まなぶ」は、彼女たちの実態を学び、信頼される大人になるための活動です。研修会を連続して行っています。「若草プロジェクト支援マニュアル」も作っています。支援したい人向けのハンドブックで、少女たちの現状や現行の支援制度、支援の実例や解説などを載せています。彼女たちの心情はどのようなものか、どう理解を深めたらよいのかなどについて、児童養護や婦人保護の施設、警察、学校、生活困窮者支援に関わる人たちによる解説も載せています。

緊急避難先「若草ハウス」を都内に作った理由

既存の支援団体には、20代や30代くらいの若い支援者も多くいます。感心したのは、少女たちと年齢が近いせいか、少女たちへのアプローチの仕方がとても上手なこと。何に困っているのか、何に悩んでいるのかを巧みに聞き出して、悪徳商法や性風俗に利用されないように支援する。「ピアサポート」がうまくいっています。

少女たちから信頼され、声をかけられる大人をたくさん増やしたい。そう思って、始めた連続研修会はすでに7回を数えます。2017年度は相談受付件数が1000件を超え、直接会って支援が必要とされたケースも8件ありました。

「若草ハウス」を作る決断もしました。若草プロジェクトの活動実績から見て、ちょっと早すぎるかと思いましたが、手頃な土地が見つかり、建築できるチャンスがあったため、「背伸びしても始めてしまおう！」と、メンバーで決めたのです。場所は東京都内で、2階には少女たちが生活できる場所、1階には一時避難所のように一晩か二晩、彼女たちが安心して心も身体も休めることができる場所を作りました。

「若草プロジェクト」は大学とも連携していて、いくつかの大学とは研究・調査に関する情報交換などを行っています。企業とのコラボレーションにも力を入れています。自社製品を提供してくれる企業と少女たちの支援者をつなげることを始めました。まずユニクロを展開するファーストリテイリングと連携して、洋服や肌着の寄付を開始しています。

自信をなくして閉じこもっている少女たちや自立のために就職活動を始める子たちに向けて、洋服のコーディネートとメークアップをするファッションイベントも始まりました。「服の力」って大きい。自信なさげに参加していた子が、似合う服を選んでもらってお化粧してもらうと、みるみるうちに表情が変わって、自信を取り戻していく。服だけに限らず、企業がこの分野でできることはまだまだたくさんあるはずです。

少女たちを通して、社会のさまざまな歪みが見えてきます。薬物依存の背景を探っていくと、性暴力から逃げ込むための薬だったり、無理に依存症にさせられた結果の薬だったりします。犯罪者というよりも、「被害者」と呼んだほうがふさわしいのではないかと感じるときもあります。こうした現実に目を背けない大人でありたい。そう考えています。

https://toyokeizai.net/articles/-/257222

# ・少女ら標的、睡眠ドラッグ悪用の性犯罪急増（産経新聞1月7日）

　睡眠導入剤などの薬剤を飲食物に混入し、相手を抵抗できない状態にしてわいせつ行為に及ぶ犯罪が相次いでいる。「デートレイプドラッグ」とも呼ばれる強力な薬剤はインターネット上の取引などで容易に入手できる状況で、会員制交流サイト（ＳＮＳ）で知り合った少女らを標的に犯行を繰り返す悪質なケースも出ている。被害者の体内から薬の成分が排出される前に検査、検出できれば犯人逮捕に向けた証拠となるため、専門家は「被害が疑われる場合はすぐに警察などに相談を」と呼びかける。

　鹿児島県の高校３年の少女は平成３０年８月の夏休みに上京したとき、ツイッターで知り合った男に「ご飯行こうか」と誘われた。新宿の歌舞伎町で待ち合わせ、男から手渡された「飲むヨーグルト」を飲んだ後、意識がもうろうとし始めた。「車で休もう」。かすかに記憶に残るのは、男の言葉。翌朝目を覚ますと、宿泊先の親類宅のベッドの中だった。不安を覚えて警視庁に相談し、尿検査で睡眠導入剤の成分が検出された。

警視庁は少女を自分の車に連れ込み、わいせつ行為をしようとしたとして、準強制わいせつ未遂などの容疑で中国籍の男（３２）を逮捕。男は別の少女への準強制わいせつ容疑でも逮捕されており、いずれも被害者が早期に警察に相談したことが摘発につながった。

　また、警視庁が３０年、睡眠導入剤入りのサラダを女性に食べさせたなどとして準強制性交容疑で逮捕した４０代の男は、他の３件でも立件された。

　警察庁によると、睡眠導入剤などの薬物の使用が疑われる性犯罪の摘発件数は、２７、２８年は３０件程度で推移していたが、２９年に８５件と急増した。同庁関係者は「同じ容疑者が何度も犯行を繰り返すケースが目立つ」と分析する。薬の作用で被害者の記憶が抜け落ちるなどして時間が経過する間に成分が体外に排出されてしまい、被害が潜在化しやすいことにつけ込んでいるとみられる。

　犯行の背景には、市販薬より強い入眠作用を持つ薬が容易に入手できる現状もある。病院で不眠などの症状を訴え、処方を受けた睡眠導入剤を犯行に使うケースに加え、ネット掲示板やＳＮＳを介した取引も横行。ツイッター上では薬剤について「在庫あり」「お譲りします」といった投稿が多数ある。

性犯罪などへの悪用を避けるため、一部の睡眠導入剤には水やアルコールに溶かすと青く変色する色素が含まれている。だが、新宿の事件で逮捕された男は、ネットの匿名掲示板で購入した数種類の中から色素が含まれない錠剤を選んだ上、白濁した飲むヨーグルトに混入させることで、見た目で分からないようカムフラージュしていた。

　警察庁は摘発に向け、被害者の申告があったら早期に体内に薬の成分が残っていないか検査し、証拠収集を行うといった対策の強化を全国の警察に呼びかける。

　政府も全都道府県に医療支援やカウンセリングなどを行う「ワンストップ支援センター」を設置。センターの協力病院など支援拠点で、警察への被害申告をためらう被害者の相談に乗りながら検査することで、その後の捜査にもつなげられるようにする取り組みを進めている。政府は被害に遭った場合、警察の性犯罪被害相談電話共通番号（＃８１０３）やワンストップ支援センターにできるだけ早く相談するよう呼びかけている。

　デートレイプドラッグに詳しい旭川医科大の清水恵子教授は「見知らぬ相手から手渡された飲食物は、口に入れないのが原則だ」と指摘。「何かを口にして突然記憶がなくなる経験をしたら、まず被害に遭っている。時間をおかずに警察などの窓口に相談することが重要だ」と話している。

◇

【用語解説】デートレイプドラッグ

　性暴力に使われる睡眠導入剤などの通称。飲むと眠くなったり、体に力が入らなくなったりするほか、歩行や会話ができていても、記憶がなくなったり、途切れ途切れになったりする場合がある。短時間で作用する睡眠導入剤は薬の成分も早期に体内から排出されるため、犯行の証拠が残りにくい。

https://www.iza.ne.jp/kiji/events/news/190107/evt19010720420020-n1.html?fbclid=IwAR2uMt4ajx0AHIbZKlBRa-nrt-dHfuXNtmTYK5F6k-aLDOe-UpR1FcBwzjo

**＊SOGI（ソギ・性的指向と性自認／Sexual Orientation＆ Gender Identity）**

# ・当事者「差別に目向けて」　性別変更の手術条件合憲で（毎日新聞・1月24日）

　性別変更の手術条件を定めた法規定について合憲と判断した23日付の最高裁決定。「違憲の疑いがある」とした補足意見も踏まえ、審判を申し立てた人は「残念な気持ちだ」と受け止めつつ、今後の議論に期待した。他の性的マイノリティーの当事者も「社会の差別に目を向けるきっかけに」と訴えた。

　「体に対する違和感からではなく、社会からの偏見や差別を避けるために戸籍上の性別を変更しようとして、やむを得ずに手術を受ける当事者は多い」。トランスジェンダーの当事者で、若者支援に取り組む遠藤まめたさん（31）は明かす。今回の決定では、当事者に対する適切な対応を求めた補足意見に注目し「手術による体への負担などから性別変更していない当事者も少なくない。今回の決定が社会的な差別に目を向けるきっかけになってほしい」と話した。

　一方、性的少数者の支援に取り組む清水皓貴（ひろき）弁護士（東京弁護士会）は「残念な判断。仮に性別変更前の性の生殖機能によって子が生まれたとしても混乱が生じるとは思えない。当事者の権利より、社会の漠然とした不安感を漫然と認めた決定」と批判。補足意見については「適切な内容だが、ここまで言うなら違憲判断に踏み込んでほしかった」と語った。

　性同一性障害特例法を所管する法務省の幹部は補足意見について「立法府に議論を促す意図があるのだろうが、現時点で（手術要件の撤廃に）社会的なコンセンサスがあるとまでは言えないのではないか」との見方を示した。

## **制度再考、国民に広く促す**

　性別変更に手術が必要とする法規定を合憲とした最高裁決定は結論こそ現状追認だが、制度の再考を広く国民に促す内容となった。

　決定は「現時点では」と前置きした上で合憲と判断した。一方で、裁判官2人の補足意見は、決定が規定の趣旨だとした「混乱防止」について「性別変更後に元の性の生殖機能で出産する事態は極めてまれだと考えられる」と指摘。世界保健機関が2014年に手術要件に反対する声明を出し、欧州人権裁判所も17年に同様の判断を示すなどの情勢も踏まえ「規定には違憲の疑いがある」とした。

　元最高裁判事で、家族関係を巡る裁判に数多く関わった山浦善樹弁護士は「補足意見が裁判官の気持ちを雄弁に語っている。違憲とまでは言い切れないが、体の一部にメスを入れないと意思が反映できない現行制度には強い違和感を覚え、『多様性を認める社会のあり方を考えていこう』というメッセージがうかがえる」と話す。

　最高裁では、婚外子への相続差別を違憲とした大法廷決定（13年）のように過去の少数意見が時代の変化とともに多数意見に転じる例が少なくない。当事者が置かれた状況を想像し、社会全体で議論を深めていくべきだろう。

https://mainichi.jp/articles/20190124/k00/00m/040/251000c

**＊SNS関連**

# ・学校がスマホ一括契約、全生徒に「制携帯」配布（読売新聞・1月10日）

　私立の小中学校や高校で、児童や生徒にスマートフォン（スマホ）の持ち込みを認める動きが広がっている。公立小中学校へのスマホ持ち込みを４月から認める大阪府教育庁は、私立の取り組みも参考に市町村教委向けのガイドラインの作成を進めている。

　「生徒の安心安全を優先するには、迷っている暇はなかった」。昨年６月に起きた大阪北部地震の後、持ち込みを認めた金蘭千里中高（大阪府吹田市）の中村聡太教頭は振り返る。

　約１１００人の生徒は大阪府内だけでなく、京都、兵庫、滋賀の各府県から通う。大阪北部地震は通学時間帯に発生した。多くの生徒が足止めされ、安否確認に夕方までかかった。

　元々、スマホの持ち込みは「原則禁止」。登録制だったが、申請を全て認めるわけではなかった。地震の後、「原則として認めてほしい」と要望が相次ぎ、２学期からルールを変えた。

　下校時まで教員が預かるため、仕切り付きの保管用バッグをクラスごとに用意した。４０台収納でき、取り違えないよう名札もつけられる。中村教頭は「高価なものなので慎重を期した」と話す。

　須磨学園中高（神戸市）は２０１０年度、生徒全員に学校が法人契約で指定した機種を持たせる「制携帯」を導入。１６年度からスマホにしている。

　有害サイトに接続できない設定にし、使用時間も制限。授業中は電源を切る決まりだ。高校の土屋博文校長は「緊急時の連絡手段を確保するのは自然な流れ」と語る。

　一方、大阪桐蔭中高（大阪府大東市）は、持ち込みを一切認めていない。小西宏教頭は「ＳＮＳいじめなどのリスクがあるうえ、使い始めると手放せなくなる。勉強に専念してほしい」と説明している。

https://www.yomiuri.co.jp/national/20190110-OYT1T50034.html?from=ycont\_top\_txt

# ・「ゲーム障害」初の実態調査へ 厚労省（TBS　NEWS・1月11日）

　オンラインゲームなどのやり過ぎで日常生活が困難になる「ゲーム」への依存症「ゲーム障害」について、厚生労働省が来週から初の実態調査に乗り出すことがわかりました。  
  
　「ゲーム障害」とは、ゲームをしたい衝動が抑えられない、日常生活よりゲームを優先し、身体にも影響が出るなどの状態のことで、ＷＨＯは今年５月にも新たな「疾病」として認定する方針を示しています。  
  
　そうしたなか、厚生労働省が来週から「ゲーム障害」についての初めての実態調査に乗り出すことがわかりました。全国の１０代から２０代の若者６０００人を無作為に抽出し、調査票に記入してもらう方法で行われるということです。  
  
　世界的にも初の実態調査となる見通しだということで、厚労省は「結果を受け予防や治療などの具体的な対策につなげていきたい」としています。

https://headlines.yahoo.co.jp/videonews/jnn?a=20190111-00000032-jnn-soci

**＊その他**

**・「震災思い出し落ち着かなくなる」小５で12.9％、中１は6.7％　県教委調査**（河北新報・1月4日）

　小学５年と中学１年を対象にした県教委の２０１８年度学習意識調査で、東日本大震災を突然思い出し、気持ちが落ち着かなくなることがある児童生徒が小５で１２．９％（前年度比１．７ポイント減）、中１で６．７％（０．３ポイント減）いることが分かった。  
　「震災を思い出し、授業に集中できないときがある」と答えたのは、小５で１１．２％（１．７ポイント減）、中１で５．０％（０．６ポイント減）。「震災があったために家庭学習がやりにくい」との回答は小５で１１．２％（６．３ポイント減）、中１で６．５％（０．３ポイント減）だった。  
　学校の管理職らを対象にした調査で、「震災後、授業に集中して取り組めない児童生徒が多くなった」との回答が小５で１１．５％（０．１ポイント減）、中１で９．４％（０．８ポイント増）と、小中とも１割前後を占めた。  
　震災前に比べ、児童生徒の家庭学習の時間確保が難しくなったと答えたのは、小５で６．０％（２．４ポイント減）、中１で１０．２％（２．０ポイント減）。「震災の影響と思われる、気になる様子が見られる児童生徒の割合」は小５が０．７％（０．１ポイント減）、中１が０．５％（０．１ポイント増）で、前年度からほぼ横ばいだった。  
　県教委義務教育課の担当者は「震災の影響を感じている児童生徒は緩やかに減少しているが、依然として少なからずいる。一人一人の様子を細やかに観察し、指導していく必要がある」と話した。  
　調査は昨年６月下旬、仙台市を除く県内の小中学校約４００校で、小５と中１の約２万８００人を対象に実施した。

https://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201901/20190104\_13026.html

# ・不登校の小中生、過去最多の１４万４千人　背景に教育機会確保法（産経デジタル・1月5日）

　不登校の小中学生が急増している。文部科学省の調査では、平成２９年度の不登校児童生徒数は１４万４０３１人で過去最多を記録。千人当たりでは２８年度の１３・５人から２９年度の１４・７人へ大幅に増えた。フリースクールなど「学校以外の場」の重要性を認める法制度により、「無理に学校へ行かなくてもいい」という考え方が浸透したことが背景にあるとみられ、文科省は、今月上旬にも、フリースクールの実態などについて調査を始める方針だ。

　文科省が実施した２９年度の問題行動・不登校調査によれば、病気や経済的理由以外で年３０日以上欠席した不登校児童生徒数は、小学校が前年度比１５・１％増の３万５０３２人（千人当たり５・４人）。

中学校は５・６％増の１０万８９９９人（同３２・５人）で、中学生全体の３・２５％を占めた。不登校の要因は、学校の人間関係や家庭の状況など複合的だという。

　不登校の小中学生は、１０年度から２８年度にかけ、約１２万～１３万人で推移していたが、２９年度は１４万人を超えた。背景にあるのが、２８年１２月に議員立法で成立し、２９年２月に施行された教育機会確保法だ。

　教育現場での不登校対策はこれまで、学校復帰を大前提にしてきた。しかし、同法はフリースクールなど学校以外で学ぶ児童生徒の支援を目的とし、休養の必要性も認めている。

　文科省の担当者は「不登校児童生徒の増加自体は憂慮すべきこと」とした上で、「不登校が問題行動ではないという考え方が浸透し、学校側も登校を促さなくなった」とみる。

ただ、フリースクールなどは運営主体や活動内容がまちまちで、文科省が先月開催した専門家会議では「実績のある団体と実態が不明なところとの差が大きい」「子供を学校外に出して済ませないよう学校側の取り組みも調査すべきだ」などの課題が出された。

　同法は施行後３年以内に法律が機能しているかを検討し、見直しも含め必要な措置を講じると規定している。文科省は市区町村教育委員会などを対象に調査を開始し、民間団体との連携ぶりや不登校児童生徒への支援の実態などを検証する。

https://www.iza.ne.jp/kiji/life/news/190105/lif19010519110021-n1.html

# ・子どもの誤飲事故、たばこが最多　4年連続、厚労省調査（毎日新聞・1月7日）

　2017年度中に各地の小児科から報告された子どもの誤飲事故を分析した結果、たばこが原因だったケースが23・0％を占め、4年連続で最多となったことが厚生労働省の調査で30日までに分かった。同省は「子どもの手の届く場所に放置したり、空き缶やペットボトルを灰皿代わりにしたりするのは絶対に避けるべきだ」と呼び掛けている。

　国立成育医療研究センター総合診療部（東京）など8カ所のモニター病院から寄せられた情報を分析。17年度に子どもの誤飲事故は640件報告され、原因はたばこが最多で147件。

　たばこ以外の原因は、医薬品・医薬部外品92件、食品類72件だった。（共同）

https://mainichi.jp/articles/20190107/k00/00m/040/171000c

**・本当は学校に行きたくない…“隠れ不登校”の実態**（読売新聞・1月8日）

日本財団職員　枡方瑞恵

　「登校しても教室には入らない」「教室にはいるが、授業に参加していない」――。学校に通ってはいるものの、居心地が悪い、授業がつまらないなどの理由で苦痛を感じている「不登校傾向」の子どもたちの実態が、日本財団の調査で明らかになった。こうした傾向を持つ中学生の数は、文部科学省が定義する「不登校」の生徒の約３倍に上るという。このデータは何を意味するのか。調査を行った日本財団職員の枡方瑞恵さんが解説する。

授業が「苦痛」な子どもたち

　「学校の授業に興味が持てない。毎日つまらない。学校に行くことが苦痛でたまらない」――。小学３年生のときから遅刻・早退が多かったある男児は、学校に行っても教室には入らず、保健室などで過ごしていた。

　知的にはとても優秀だが、書くことが苦手だった。「学校にタブレットＰＣを持ち込んで授業を受けたい」と教育委員会に要望したが、受け入れられなかった。

　中学校に入っても同じ状況だったが、家にいる間に勉強は続けた。「学校には行っていないけれど、勉強はしている」と自信を持ち始めたころに教室への復帰を考え、中学校２年生頃からは少しの間だけ授業を聞くようになったそうだ。

　別の男児は、小学生の時に算数が苦手だからと別室で授業を受けるよう指導されていた。しかし、中学校に入ると、数学の成績はトップクラスになった。

　「小学校の時は問題が解けても、先生に『どうやって解いたか説明しなさい』とか、『他の解き方はないか』と聞かれるから、何が正解かわからなくなった。中学校では、問題が解ければ何も言われないので楽だった」と振り返る。

　後に支援に携わった教員は「学習スタイルが合わずに苦しんでいたのでは」と語る。

この男児が受けていた学習スタイルは「問題解決型」と呼ばれ、日本の算数教育でよく見られるものだ。知識の詰め込み型とは異なり、子どもが課題に対し主体的な関わりを持つことを期待できるとされるが、反面、ゴール設定が曖昧なことに子どもたちが苦痛を感じるケースがあるなど、問題点も指摘されている。

通学はしてるけど……

　日本財団は２０１８年１２月、「不登校傾向にある子どもの実態調査」の結果を発表した。「不登校傾向」とは、文科省が定義する「不登校」には含まれないものの、教室に入らなかったり、登校していても遅刻・早退が多かったり、内心では毎日、「行きたくない」と感じたりしていることなどを指す。調査では、こうした傾向を持つ中学生が推計でおよそ３３万人いることがわかった。

　これは、文部科学省が１８年１０月に公表した不登校の中学生約１０万人の３倍以上に当たる数だ。日本中の中学生約３２５万人の１０人に１人が「不登校傾向」と考えられることが、初めて明らかになったのだ。

　文科省が定義する「不登校」は、病気や経済的な理由以外で年間３０日以上欠席した子どものうち、心理的・情緒的な不安や身体的な症状により、登校しない、またはできない状態だ。いじめに遭うなどして心の傷を負い、学校に行けなくなったケースが典型例と言える。

　日本財団は、調査の対象をさらに広げた。欠席が年間３０日未満であっても、何らかの理由で学校になじむことができず、「不登校傾向」にあると考えられる子どもたちについて調べた。調査は１８年１０月にインターネットを通じて行い、１２～１５歳の中学生、６４５０人から回答を得た。

　集まったデータを基に、子どもの学校生活の特徴を〈１〉－１文科省定義の不登校〈１〉－２文科省定義外の不登校〈２〉教室外登校〈３〉部分登校〈４〉仮面登校（授業不参加型）〈５〉仮面登校（授業参加型）〈６〉登校の六つに分類した。

　文科省が不登校として把握している〈１〉－１を除く、〈１〉－２から〈５〉までを「不登校傾向にある子ども」とし、文科省の１８年度学校基本調査（速報）の中学生の総数から、「不登校傾向」にある人数を３３万人と推計した。

　不登校や不登校傾向にある子どもは、全体の１３．３％を占めている。

　そのうち、「不登校傾向」が学校内の行動に表れている子どもたち（分類〈２〉～〈４〉）は４．０％（推計１３万７０３人）。〈２〉は保健室や図書室で過ごす子ども、〈３〉は遅刻・早退が多い子ども、または教室にいられなくなって１日のうちに何度か保健室に避難する子ども、給食だけを食べに学校に通うような子どもだ。

　〈４〉は教室で授業を受けていても皆とは違うことをしているなどの特徴がある。他に学びたいことがあるために、授業に興味を持てずに参加していない場合などが含まれる。時に何かに気を取られたり上の空だったりということは誰にでも起こり得るが、一定程度以上続く場合は明確な意思によるものと考え、不登校傾向にあると判断した。

　〈５〉の子どもたちは基本的に教室で過ごし、他の子と同じことをしているが、心の中では「毎日学校に通いたくない」などと感じている。「学校に行きたくない」と感じた経験は誰にでもあるだろう。調査では単発的に感じている場合は、不登校傾向と判断していない。原因が取り除かれれば行きたくないという気持ちがなくなる可能性が高いからだ。

　たとえば「寒いのが嫌」という子は、暖かい日は行こうという気持ちになるだろう。「特定の友達と会うのが嫌」な子どもは、けんかをした友達と仲直りしたり、性格が合わない友達と教室内の席が離れたりしたら「通いたくない」という気持ちもなくなるだろう。「家でテレビを見ていたい」という子は、テレビに飽きるかもしれないし、学校で運動会や音楽コンクールなどの行事が行われる日は行きたいと思うかもしれない。

　しかし、「毎日」連続で感じている子どもについては、原因が複雑で、時間が経過しても状況が変化しない場合や、本人の努力や気の持ちようなどで原因を取り除けない場合が考えられる。また、心理的に学校に居場所がないということも考えられる。これらのことから「毎日」行きたくない場合は不登校傾向とした。

　こうした子どもたちは〈２〉～〈４〉とほぼ同規模の４．４％（推計１４万２１６１人）だった。

　不登校傾向にある中学生たちに、学校に行きたくない理由（複数回答）を尋ねた。その結果、「疲れる」（４４．９％）「朝、起きられない」（３３．６％）といった理由に続いて、「授業がよくわからない、ついていけない」（３０．０％）「小学校の時と比べて、良い成績が取れない」（２７．７％）「テストを受けたくない」（２６．８％）など学業に関する理由が上位に並んだ。

　さらに分析を進めた結果、学業に関する理由に加えて、いくつかの特徴が見えてきた。

　〈２〉の教室以外で過ごす子どもは、「自分についたキャラやイメージが嫌だ」「学校の騒がしさや大きな音が嫌、気分が悪い」といった理由が他の不登校傾向の子どもより目立って多い。教室内で他の友達と共に過ごすことに苦痛を感じている姿がEQ \\* jc2 \\* "Font:ＭＳ 明朝" \\* hps24 \o\ad(\s\up 11(うかが),窺)える。

　〈３〉の部分登校では、学校に行きたくない理由として「先生とうまくいかない／頼れない」「学校に行く意味がわからない」を選択する子どもが多く見られた。担任教員との関係構築が難しい場合に、教室にいづらくなる傾向にあることがわかる。

　〈４〉の授業不参加型の子どもは、「授業が簡単で面白くない、つまらない」という理由が他に比べて突出していた。「学校では自分が興味のあることや好きなことをやることができない／学校以外でやりたいことがある」という理由も複数が選択しており、授業などの学校生活に意義を見いだせず、苦痛に感じている実態を裏付ける結果となっている。さらに、これらの特徴に加えて、本人の周囲の状況について聞いた設問では、「周りの友達や大人に自分のことを理解してもらえない／もらえなかった」と回答した割合が４０．７％と、問題なく登校している〈６〉の６．３％と比較しても非常に高かった。

　〈５〉の行動には表さなくても毎日学校に通いたくないと感じている子どもは、「行く意味がわからない」「居心地が悪い」など、学校生活へのネガティブなイメージが強かった。一方で、自分の性格や気質を尋ねた設問では「みんなと仲良くできる」と前向きな感情を持っている子どもが多かった。

　学校観を聞いた設問では「学校は行かなければいけないところ」であると感じている子どもが不登校傾向の中で最も多くいた。〈５〉の子どもたちが、学校になじめず苦しむ気持ちの背景には、「行かなければならない」という意識と、学校生活全般にあまり興味が持てない意識がせめぎ合っていることが影響しているようだ。

苦手がある子は「ダメな子」？

　調査結果を受けて、東京大学大学院教育学研究科の田中智志教授と小国喜弘教授は共同で「これからの教育は、子どもたち一人一人がどういう自己認識の下に、どういうビジョンを持っているのかを考えて、学校経営や教育施策を構想する必要があるのではないか」とコメントしている。

　今の中学生の８６．７％が問題なく登校しているという結果だったことからも、現在の教育システムを全て変えるべきだというのは性急な議論だ。しかし、一律の教育システムが合わない子どもは確かにいる。

　「書くこと」に困難を抱える子どもに、皆と同じように手書きを強いる。あるいは、「読むこと」が難しい子どもに声に出して読むことを強いる。こんなことを続ければどうなるか。

　彼らは読み書きが全くできないわけではないため、周りからは「怠けているだけだ」と言われ、なにより本人が「自分は駄目なやつだ」と自己評価を低くしてしまうだろう。

　学校での学習は、長い人生における学びのほんの一部であり、その成果だけで子どもの全てを評価できるわけではない。しかし、子どもは学校生活での評価が全てであるかのように感じていることが多く、大人が感じる以上に影響が大きい。少なくとも、子どもの特性や興味に合った学習方法を個々に選べるようにすることで、個々の学びを尊重し、評価するということはすぐにでも実現できるのではないか。

学校だけに任せない

　不登校問題の主な現場は学校だが、学校や教師だけで解決できるものではない。そもそも、子どもの不登校傾向は、学校だけが原因とは言い切れない。例えば、「疲れる」「起きられない」という子どもの言葉を「怠け」と捉えるか、その背景に複雑な要因があるのではと考えるかによって、家庭での子どもへの接し方は変わってくるはずだ。まずは保護者が子どもの本音を聞く姿勢を持つことが不可欠だ。

　周囲の大人も無関係とは言えない。不登校児童・生徒に対して否定的な感情を持つ人が少なくないが、不登校は問題行動とは違う。「集団生活ができない子ども」といったレッテルを貼るのは明らかに間違いだ。不登校や不登校傾向を生んでしまう社会的要因を追究し、一人でも多くの子どもが笑顔で学校生活を送れるように改善策を考えるべきだ。

　不登校または不登校傾向にある子どもたちをとりまく背景や課題は多様で、それぞれの要素が複雑に絡み合っている。ひとつの施策を打てばすぐに解決できるわけではない。日本財団では、今後の不登校対策や教育施策の検討のための一助となるよう、引き続き各地域の実態やどのような解決策が必要かについて、調査と研究を重ねたいと考えている。

https://www.yomiuri.co.jp/fukayomi/ichiran/20181226-OYT8T50027.html?from=ytop\_os1

# ・外国籍の子の就学不明　100自治体4割が調査せず（毎日新聞・1月9日）

　日本に住民登録があり、学校に通っているかどうか確認できない外国籍の子どもが、毎日新聞のアンケートで1万6000人以上確認された問題で、調査対象とした100自治体のうち約4割が、就学不明の子どもの状況を全く調べていないことが明らかになった。就学不明児の全数を把握する調査を実施しているのは3割にとどまっており、外国籍の子どもの教育の機会保障に消極的な自治体の姿勢が浮かんだ。

　アンケートは、義務教育を受ける年齢の外国籍の子どもの住民登録が多い上位100市区町を対象に実施。公立小中学校に通っていない子どもの就学先を調べているか尋ね、全自治体から回答を得た。

　公立小中学校に在籍していない子どもについて「調査していない」と回答したのは、約4割の38自治体に上り、いずれも住民基本台帳に基づき就学案内を送付しただけだった。また28自治体は、新しく小学1年生になる子どもや小中学校に転入してきた子どもなど調査対象が一部に限られていた。

　全員を調査していたのは3割超の34自治体で、家庭訪問や入国管理局に出国の有無を問い合わせるなどして少なくとも年1回以上、就学状況を把握していた。このうち16自治体で2014年4月～18年10月に計126人が不就学状態で見つかった。

　このほか、未調査の5自治体でも、この期間に8人が住民登録のために行政機関の窓口を訪れるなどした際に不就学であることが確認されており、実際の不就学児はさらに多い可能性が高い。未調査の自治体の多くは「外国籍の場合、子どもを学校に通わせることは義務ではないので調査していない」と説明している。

　浜松市は、全国に先駆けて11年度に全員の調査を開始。どこの学校にも通っていない可能性のある「推定不就学」の子が727人いたが、家庭訪問などで不就学が16人であることを把握した。現在も毎年約200人の推定不就学の子どもが確認され、年6回の調査で就学を促している。

　浜松市は「外国籍の住民は一時的な滞在者ではなく、地域経済を担うパートナー。日本人と同じように教育を受けてもらうことが、地域に貢献する人材の育成につながる」としている。

　日本国籍の子どもについては、11年度に居場所が分からず就学しているかどうか確認できない「居所（きょしょ）不明」の小中学生が全国に1191人いることが表面化。学校や自治体が追跡調査するようになり、18年度は63人だった。

https://mainichi.jp/articles/20190109/k00/00m/040/172000c

**・どれくらいなら「普通」なの？　子供のマスターベーションに親はどう対応すべきか**（クーリエ・1月15日）

多くの親にとって、子供の性、特にマスターベーションは子供と話し合うのが怖い話題かもしれない。「自分の子供は大丈夫？」親たちのそんな疑問や不安を軽くしてくれる、専門家のアドバイスをニューヨーク・タイムズが紹介する。

## 成長過程では「普通のこと」

子供が自分の身体を触っている様子を見て、不安に駆られる親もいるのではないだろうか。しかし、幼児の場合はそれほど心配する必要はなさそうだ。  
  
子供の性に詳しいインディアナ大学のデビー・ハーベニック教授によると、幼児たちが性器などの「自分の身体に触る」行為を伴う遊びに興じる様子が、保育園の先生や親たちから頻繁に報告されている。  
  
「性器に触ることはいたって普通のことなのです。子供のそうした行為をもっと頻繁に話題にすることで、親たちにとってもそれが普通のこととなるようにすべきです」と話すのは、デューク大学のエリザベス・エリクソン准教授だ。  
  
彼女いわく、幼児期の子供たちは「この部分を触ったときの感じは、体の他の部分を触ったときの感じと違う」ということを発見する。これはオムツが外れる時期によくあることだという。  
  
親は子供が自分の身体に触れる行為を、「どこかで見聞きしてきたもの」であり、性的な行為であるという飛躍した結論付けをする傾向があるが、実際には子供の成長においてごく当たり前の過程にすぎない。

## 思春期の子供とは話し合いを！

思春期の場合、マスターベーションは性的な満足感への欲望、そしてセクシュアリティの発達と密接に結びついている。  
  
思春期の子供たちとマスターベーションについて話すことは、ポルノや彼らがインターネットで閲覧しているものについて話すことにつながる。親たちは自身の価値観について子供と話し合いの機会をもつことで、子供たちの考えに同意したり、子供たちが発するメッセージについて考えることにつながる、とエリクソン教授は話す。  
  
「他の分野では、私たちはが子供が小さい頃から、宿題をすることや学ぶことは大事なことなんだよ、というふうに話し続けているのです」と、ラトガース大学で公衆衛生の教授を務めるレスリー・M・カントー教授は言う。  
  
「性の話についてもそうあるべきです。そうでなければ、ある日突然、パソコンの閲覧履歴にPornhubがあるのを見てしまった、となってしまいます」  
  
特に女の子の場合、親はこうした話題をほぼ完全に避けてしまう。男の子であれ女の子であれ、親たちにとって大切なのは子供と話し続けることだ。

## 「問題のあるケース」の見分け方

では、子供のマスターベーションについて、本当に親が心配する必要はないのだろうか？  
  
もし同意無く他の子供を巻き込んでいる場合、それは明らかに問題だとエリクソン教授は指摘する。幼い子供の場合、執拗に自慰行為ばかりしているとなると、何かしらのストレスやいじめの証拠となる。かゆみや不快感等の有無も重要だ。  
  
ある程度の年齢になっても、公共の場で適切なことと不適切なことの理解ができていない場合、社会的発達、あるいは神経発達異常のサインかもしれない。こういった状況は自閉症の子供によく見られる。  
  
カントー教授いわく、思春期の子供にとって問題となるレベルとは、日常生活に支障が出はじめる、あるいは怪我につながる可能性があるものを持ち出すといった行為が見られる場合だ。摩擦によって傷ができるようなら、潤滑剤を与え、大事に至らないようにすべきだ。  
  
そして最も重要なことは、こうした稀なケースを除き、親たちがマスターベーションは普通のことであり、子供が健康な証拠であり、そしてリスクのいっさい無い性行為であるという認識を持つことだ。  
  
「マスターベーションは自分の身体を理解する良い方法です」とカントー教授は言う。ただ、親たちは「お願い、バスルームに1時間もいるのはやめて」と付け加えたくなるかもしれない。

https://courrier.jp/news/archives/149340/

# ・組み体操、危険性審査へ　国連の子ども権利条約委（日経新聞・1月15日）

【ジュネーブ=共同】日本の小学校などの運動会で行われている組み体操の危険性について、国連の「子どもの権利条約」委員会が、傷害などからの保護を定めた同条約に違反しているとの指摘を受け、審査対象とすることが15日までに分かった。

日本の人権団体「ヒューマンライツ・ナウ」が、組み体操は「極めて危険で重大な事故も起きているのに、日本政府は子供を守る方策を十分に講じてこなかった」とする報告書を提出し、委員会が受理した。報告書は組み体操の実施見直しを日本政府に勧告するよう委員会に求めている。

審査は日本の条約履行状況を点検するのが目的で、開催は2010年以来。委員会は16、17日の審査会合などを経て、2月上旬に勧告を公表予定。関係者によると、審査対象は子供の貧困やいじめ問題など多岐にわたり、組み体操問題が勧告に盛り込まれるかどうかは審議次第という。

報告書によると、15年に大阪府八尾市の中学で組み体操が崩れ複数の生徒が負傷する事故があり、危険性を巡る議論が起きた。当時年間8千件以上の事故が起きていたとされ、スポーツ庁は16年、事故の防止に関する方針を都道府県教委などに通知。廃止に踏み切る自治体もあったが全国的な動きにはならなかった。

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO40021270V10C19A1CR8000/

# ・白い下着以外は脱がして没収？　「ブラック校則」が子供たちを壊す（ＦＲＩＤＡＹ・1月16日）

**「女子の下着の色が白と指定されており、修学旅行の荷物検査で一部分が白でない下着を持っていた生徒が没収され、そのまま2泊3日をノーブラで過ごさせられた」（佐賀県・公立中学校・保護者）  
「『下着の色は白のみ』という指導をされ、改善するまで教室に入れなかったり、行事に参加できなかったり、下着を脱がされたりする」（奈良県・公立高校・当事者）  
「髪を短めにしていたのに、くせ毛の前髪を手で伸ばされ『眉毛にかかっているからアウト』と指導された。その夜に自分で前髪を切ったが、翌日の再検査で『自分ではなく床屋で切ってもらって領収書を見せろ』と要求された」（埼玉県・公立高校・当事者）  
「子どもの髪の地色が茶色く、そのことを指導されたため美容院で黒く染めたが、翌日まだ茶色いと指摘された。白髪染めを何度も使い、かつらのように真っ黒になったらようやく許してもらえた。以降も毎月『光を当てたら髪色がまだら。染めているはず』と言われる」（福岡県・私立高校・保護者）**※すべて『ブラック校則　理不尽な苦しみの現実』（荻上チキ・内田良　東洋館出版社）からの抜粋

こんなトンデモ校則がいま、子供たちを縛り付けている。

昭和の時代、教師による体罰は珍しいことではなかった。校内暴力が社会問題化していた当時、体罰とともに、生徒たちの管理という目的で「前髪は眉毛の上で揃える」「スカートの丈はひざ下10センチ」などといった理不尽な校則も日本各地の学校で見られた。こうした空気が残る1990年７月、神戸市内の高校で起こった『校門圧死事件』は生徒らを厳しい校則で厳重に管理していた当時の学校の現状を世間に広く知らしめ衝撃を与えた。この高校では教師らが校門付近に立ち、ハンドマイクでカウントダウンをしながら、生徒たちの遅刻指導をしていた。登校門限時刻に合わせ一人の教師が門扉を閉めようとしていたところ、女子生徒が閉まる門の間に駆け込んできた。だが教師は門を閉める手を止めることはなく、女子生徒は門に頭部を挟まれ、死亡したのだ。

それから30年。“荒れた学校”が少子化とともに減少したと思しき現在でも、こうした校則は残っているどころか、生徒たちの人権にかかわる『ブラック校則』が、いたるところで存在する。

2017年、生まれつき茶色の頭髪を、黒に染めるように学校から強要されたことで不登校になったとして、元生徒（19）が大阪府に慰謝料220万円の支払いを求める訴訟を起こした。大阪府は「茶髪は生まれつきではない」などとして全面的に争っている。頭髪の色は黒、という校則は現在も全国の学校にあり、そのため「生まれつき茶色の髪を黒く染めるように学校に命じられる」という経験をした生徒たちも後を絶たない。

この『黒染め訴訟』の報道をきっかけとして、評論家の荻上チキ氏らが中心となり『ブラック校則をなくそう！　プロジェクト』を発足。プロジェクトに賛同する署名を集めたほか、広くアンケートを実施し、『ブラック校則』の実態について調査を行なった。この結果をまとめたのが今年7月に刊行された『ブラック校則　理不尽な苦しみの現実』（荻上チキ・内田良　東洋館出版社）だ。ここには、校内暴力で荒れた学校を知る世代も驚くような現状が記されていた。

『黒染め訴訟』同様、生まれつき茶色の頭髪を黒く染めるよう学校から求められるのは決して珍しくなく、違和感を感じ学校に相談した保護者が学校から「規則ですから」「嫌なら辞めても良い」と言われた事例もあった。また同プロジェクトが今回行った調査で最も多くの声が寄せられたのが冒頭でも挙げたような「下着チェック」の増加だ。しかも地域限定というわけではなく全国的に見られる。

**「下着の色は白のみ。中学３年の時に、プールの授業があった日の放課後に男性教諭から呼び出され『下着、青だったんでしょ？　白にしなきゃダメだよ？　気をつけてね』と言われた」（愛知県・公立中学校・当事者）**

このように白い下着の着用が校則で規定されている学校がいくつもある。また、

**「『汗をかくから』という理由で、地域全体で小・中の体育の授業では肌着着用が禁止。男女一緒で、倒立の練習など服がはだけるような運動もしている」（愛知県・公立小学校・保護者）**

と、肌着そのものの着用を禁じている学校もあるのだという。

『ブラック校則をなくそう！プロジェクト』の発起人であり同書の著者である荻上チキ氏は、今回寄せられたブラック校則の実態についてこう語る。

「1980年代が管理主義と言われていた時代だと思うんですが、むしろ今回のアンケートでは下着の色や毛髪の色などについてチェックを受けたという声が多かった。かつてのような丸刈りや体罰などは減っていますが、ソフトな管理が増えているなという印象です。少子社会になり、学校側が『非行に走らない良い子が通っている』ことをアピールするためにこうした管理が増えているのではないでしょうか」

同プロジェクトではすでに３万人の署名が集まっている。今年、機を見て文科大臣に提出する予定だという。最終的な目標は、文科省がこの現状を認識し、通達を出してもらうことだ。

「校則の厳しい学校というのはいじめが増えるというのは、それまでの研究からも明らかです。ストレスを与え続け子供達の自由を奪うことで、休み時間などでのストレス発散方法として『いじめ』に向かう流れなのだと思います。環境を整えるためには校則を厳しくしないほうが良いんです。

また学校校則の問題について議論する時には『嫌なら辞めれば良い』という声もよく聞くことがあるんですけど、不登校はいま現在、10万人から12万人ぐらい。10パーセントが学校の校則などがミスマッチで学校に通えなくなったという調査結果が出ています。『嫌なら学校に行かなければ良い』というのではなく、学校が嫌で行けない子がそれだけいるという現状をどうすれば良いのかを考えることが大事な議題だと思います」

不登校に関しては昨年11月に衝撃の報告が発表されている。小・中学校で教員に給食の完食を指導されたことがきっかけで不登校や体調不良になったなどの相談が2017年５月～2018年９月、支援団体である『日本会食恐怖症克服支援協会』に延べ1000人以上から寄せられていたことが分かったのだ。嫌いな牛乳を無理やり飲まされたことがきっかけで子供がPTSDを発症し訴訟に至ったケースもある。不登校の増加を食い止めるのは、子供への人権侵害にも等しい完食指導や『ブラック校則』を見直すことから始まるのではないか。

https://friday.kodansha.co.jp/article/28162

# ・スポーツと「子どもの権利」の関係は？（ベネッセ教育情報サイト/Yahooニュース・1月17日）

子どもが「やりたい！」というスポーツは取り組ませたいのが保護者の気持ち。でも、「こういう指導は行き過ぎ？　それとも上手になるには必要？」と迷うものです。そんななか、世界標準で見たスポーツ指導の在り方も参考となりそうです。

暴力的な指導や過度な練習に警鐘

2020年東京五輪・パラリンピックを来年に控え、国連児童基金（ユニセフ）と日本ユニセフ協会は昨年11月、スポーツが子どもの健全な成長を支えるものになるよう、「子どもの権利とスポーツの原則」を発表しました。  
スポーツや遊びには、子どもの心身の成長を促す力があり、国際条約である「子どもの権利条約」にもすべての子どもに遊びやレクリエーション、休息の権利がうたわれています。  
  
しかし、暴力的な指導や過度な練習など、子どもの心身に負の影響を与える問題が生じていることから、スポーツに関わるすべての関係者に向けた行動指針を示しました。  
原則は全部で10あり、そのうち6つはスポーツ団体とスポーツに関わる教育機関、スポーツ指導者に期待されることとして提示しています。  
「原則3子どもをスポーツに関係したリスクから保護する」では、「スポーツの指導・練習・競技等のあらゆる過程において、あらゆる形態の身体的または精神的な暴力、虐待（性的虐待を含む）、過度なトレーニング、ハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等）、いじめ、指導の放棄、無関心な扱い、不当な扱い、（中略）侮蔑的な言葉遣いや扱いを禁止する」と、リスクを具体的に示しています。  
「原則4子どもの健康を守る」では、「過度なトレーニング、体の（一部の）使い過ぎ（オーバーユース）、バーンアウト等により子どもの心身の健康に負の影響を与えないよう配慮し、子どもをそのような状況に追い込むことは、虐待にもつながり得ることを認識する」とし、スポーツ中心の生活ではなく、学習や休息はもとより、バランスのよい生活習慣を構築することを提言しました。

保護者のサポートも重要

原則には、教育機関や指導者だけでなく、スポーツ団体を支援する組織や企業、アスリートの他、保護者が守るべき事項もあります。  
「原則10　スポーツを通じた子どもの健全な成長をサポートする」では、▽スポーツとの関わり方、楽しみ方を親子で共有する▽過度な期待や関与等によって子どもに悪影響を与えないようにする▽子どもを守るために時に大人が限界を設定する必要があることも認識する……などとし、もし子どもがスポーツをする中で悪影響が出たり、子どもから相談を受けたりした場合、問題の解決のサポートをする役割を求めています。  
この原則は、日本スポーツ協会をはじめ、全国高等学校体育連盟など子どものスポーツに関わる団体、教育機関の団体などが賛同しています。

子どもたちがさまざまなスポーツに関心を持ち、楽しく、真剣に取り組むことは、決して悪いことではありません。ただし、それが「行き過ぎ」になっていないか、周囲の大人が子どもを中心に据えて考えることが求められます。  
（筆者：長尾康子）  
　　　※ユニセフ『子どもの権利とスポーツの原則』  
　　　　https://www.unicef.or.jp/news/2018/0187.html

https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20190117-00010000-benesseks-life&p=2

# ・自殺者18年は2万人、減少続く、未成年は増加（日経新聞・1月18日）

2018年の全国の自殺者は、前年より723人少ない2万598人で9年連続の減少となったことが18日、警察庁の集計（速報値）で分かった。19歳以下の自殺者数は増加しており、若年層への対策が求められている。

全体のうち男性は1万4125人（前年比701人減）、女性は6473人（同22人減）。自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は前年から0.5人減って16.3人。都道府県別では山梨が24.8人で最多、徳島が12.0人で最も少なかった。

厚生労働省が1～11月の統計（1万9030人）をもとに分析したところ、年代別では50代が3225人で最も多く、40代、60代など中高年の割合も高かった。

一方、19歳以下の未成年は自殺者数が増加。原因・動機（複数計上）について全体では「健康問題」が主因だったが、19歳以下では「学校問題」が最多だった。

19歳以下の自殺者数は1990年代から横ばい傾向が続く。2017年10月、神奈川県座間市の住宅で未成年4人を含む9人が殺害された事件は被害者らがSNS（交流サイト）に自殺願望をうかがわせる投稿をしたことが被害につながった。

政府はSNSの事業者に自殺を誘う情報の削除などを求める再発防止策をまとめ、相談体制の強化にも乗り出した。

全体の自殺者数が約3万4千人と最悪だったのは03年。12年以降は3万人を下回っている。厚労省自殺対策推進室の担当者は「いまだに2万人を超えており、特に若者への対策に注力していきたい」と話した。政府は17年に自殺総合対策大綱を決定し、自殺死亡率を26年までに15年比で30%以上減少させることを目標としている。

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO40160830Y9A110C1CR0000

# ・特別養子、１５歳未満に＝小中学生も対象－民法改正案提出目指す・法務省（時事通信・1月19日）

　法務省は１９日、現在は原則６歳未満となっている特別養子縁組の対象者を１５歳未満に拡大する方針を固めた。小中学生も対象に加える。縁組に必要な要件も緩和する方向で見直し、１５～１７歳でも条件を満たせば縁組を認めることを検討する。法制審議会（法相の諮問機関）から近く答申を受け、２８日召集の通常国会に民法などの改正案提出を目指す。

　特別養子縁組の仕組みが見直されれば、１９８８年の制度開始以降初めてとなる。虐待や貧困などで適切な養育を受けられない子の救済につなげるのが目的。法制審の特別養子制度部会では対象年齢の上限について複数案が検討されたが、民法上本人の意思が尊重される１５歳を区切りとした。新制度でも子の同意は要件としない。  
　法制審部会は２０２２年４月以降の成人年齢に達しない１５～１７歳の子どもについても例外的に対象とすることを視野に入れている。例外を認める条件は、(1)本人の同意がある(2)１５歳になる前から養父母となる人と一緒に暮らしている(3)１５歳までに縁組を申し立てることができなかった事情がある－で、２９日の会合で導入の是非を判断する。

https://www.jiji.com/jc/article?k=2019011900154&g=soc

# ・男らしさは病の元？ 　米精神医学会が「男らしさ」に伴うリスクについて指針（Yahooニュース・1月25日）

## 男らしさはリスク要因

　伝統的な「男らしさ」という概念に縛られることで、男性達は自らの、そして周囲の人の身体的、精神的な健康を損なう可能性がある。これは精神科医らが成人男性や青少年の治療に当たる際に認識しておくべき傾向として、今年1月、米国精神医学会（APA）が初めてまとめた男性に関する指針の一部である。

　精神面の治療をする際には、その人を取り巻く社会環境や文化的背景も考慮する必要がある。APAは、2007年には少女や女性に関する指針を発行し、その後も高齢者、マイノリティ、LGBTなど、様々な属性の人を治療する際に、精神医療者らが考慮すべきことを指針にまとめてきた。今回の男性版はその延長線ともいえるものだ。

　しかし「40年以上にわたる様々な研究は、伝統的な『男らしさ』が精神的な害をもたらし、少年に感情を抑制させる社会環境は、内的にも外的にもダメージを与えることを示した」と述べるこの指針に対し、「男らしくて何が悪い？」といった反発の声が保守的な男性達からあがり、議論が巻き起こっている。

## 「男らしさ」というイデオロギー

　米国で伝統的な「男らしさ」のイメージといえば、古くはジョン・ウェインが演じたようなタフな保安官やカウボーイ、近代では厳しい訓練を耐え抜き、戦地へ赴く軍人や、かつて人気ドラマ「ザ・ソプラノズ/哀愁のマフィア」の登場人物、あるいはトランプ大統領のような感じだろうか。

　西部開拓時代ははるか昔のことだが、ジョン・ウェイン的な「男らしさ」や、社会における男性の役割に対するイメージは、頑ななまでに現代に受け継がれている。ストイックで競争心や支配欲、縄張り意識が強く、泣き言を言わず、人に頼らず、弱みを見せず、自分のものは自分で守る「強い男」のイメージである。

　少年達は今もこうした「強い男」になるように期待され、教え込まれ、「男らしさ」がアイデンティティになっていく。

## 「男らしさ」が裏目に出る時

　しかし、こうした伝統的な「男らしさ」が硬直化して裏目に出ると、周囲だけでなく、「強い男」自身の人生にも悪影響を及ぼすことになる。

　米国では、男性が自死する確率は女性の3.5倍。1999年から2014年の間で男性（ヒスパニック、先住民族を除く）の自死率は38%も上昇した。男性の平均余命は女性より4.9年短い。暴力事件の加害者の9割は男性であり、被害者になるのも77％と圧倒的に男性である。

　日常生活を見ても、「男らしさ」という意識を強く持つ男性ほど、予防的な健康診断を受けない。大量の飲酒や喫煙など健康リスクの高い行動をとる一方で、健康に良いとされる野菜は食べないといった調査結果もある。さらに「男らしさ」というイデオロギーにとらわれがちな人は、メンタルヘルスの相談や治療も受けたがらないという。

　「強い男」の典型といえる軍人も、心的外傷後ストレス障害（PTSD）であることを認められなかったり、除隊後に「強い男」としてのアイデンティティを見失い、孤立してうつ状態に陥ったりする人が少なくない。

## 「強い男」というアイデンティティを失ったとき

　APAの指針は「男らしさ」を否定するものではない。むしろ、伝統的な「男らしさ」への固執に起因する問題をふまえ、精神医学者が男性患者のニーズを適切に特定し、男性達が元気に生きられるよう治療に役立てることが目的だ。

　男性達は、強い男になること、成功を目指してがんばることは教えられても、失敗したり、「強い男」の枠から外れたりした時に、どう対処したらよいかを教えられることは少ない。

　精神的にまいることがあっても、その感情を表現することさえはばかられ、誰かに助けを求めるどころか、誰にも言えずに孤独感を深めていく。あるいは逆に攻撃的になることで、自分が「強い男」であることを内外に証明しようとする場合も多いのではないだろうか。

　アメリカン・ジャーナル・オブ・ソシオロジーに発表された2013年の調査でも、男性は「男らしさ」に対する脅威を感じた時は、より戦争に強く賛成したり、同性愛への嫌悪感を強めたり、自分が所属する集団が他の集団より優位性があることを示したりと、より「強さを誇示」するような反応を示すという結果がでている。

## 「男らしさ」の呪縛

　APAの指針に強い反発を示す男性達は、即座にこれを「男らしさ」、ひいては「男という存在」への攻撃と受けとったようだ。特に保守的なメディアでは、「男らしさのどこが悪い？」、「歯を食いしばって働き、家族を養い、守ることに、自分は誇りを持っている」、「♯Metoo運動に続く男性への攻撃だ」といった論調が目立った。

　しかしこうした好戦的的な反応にこそ、画一的な「男らしさ」というイデオロギーに今も頑ななまでに縛られる男性達の姿が見え隠れする。

　APAは、**男らしさには「勇気、勇敢、指導力、共感、他者の尊重、優しさ、忠誠心、保護、友愛、回復力など、健全な社会生活の営みや人間関係を促す多様な側面がある」**と述べている。また大多数の男性達は、他者を尊重し、人間的な生活を送っているという認識を示している。

　しかしその一方で、**一部には極端な行動パターンを「男らしさ」と結びつける考え方に固執する男性達もおり、それがマイナスの結果を生む**ことがあると指摘する。例えば「暴力、支配、あるいは感情を押し殺すことで『本物の男』であることを証明できる」と考える男性達は、心臓病のリスクや、社会的孤立や鬱など、精神的にもマイナスの影響を受けるという。

　また「周囲を傷つけてでも、自分が成功しなければならない」、「性的、精神的、物理的に相手を抑圧することが、男らしさを示す方法だ」と考える男性もいる。米国でもセクシャル・ハラスメント、モラル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスは、日常的に耳にする問題だ。

　さらに人種差別、同性愛嫌悪、男性上位主義が「男らしさ」のアイデンティティに加わることで、女性だけでなく、LGBTQやアジア系などマイノリティを含む「強い男」のイメージにあわない少年や男性達も、社会生活や時には家庭でも、「男らしさ」に固執する人々からハラスメントを受けることになる。

## 「男らしさ」から「人間らしさ」へ

　長い間続いてきた社会通念は、なかなか変わらない。しかし硬直化した「男らしさ」という概念に縛られ、男性が孤独感を感じたり、自死を選んだり、他者を傷つけたりするのは、誰のためにもならない。

　APAが指摘した「男らしさ」の多様な良い側面は、「人間らしさ」でもあるように思う。力で強さを誇示しなければならないような「男らしさ」は捨てて、辛い時には助けを求める勇気、様々な意味で自分とは異なるタイプの人にも手を差し伸べ、より広く人間関係を構築していくといった「人間らしい」しなやかな強さを持つほうが、より幸せな人生に結び付くと思う。

https://news.yahoo.co.jp/byline/katasekei/20190125-00112386/

# ・女性５人に１人「デートＤＶ」被害　自分責め被害認識乏しく　埼玉女性殺害（産経新聞・1月25日）

　さいたま市大宮区のビルで殺害された金井貴美香さんは、鳥山裕哉容疑者による暴力について何度も警察に相談していた。こうした交際相手からの暴力は「デートＤＶ（ドメスティックバイオレンス）」と呼ばれその形態は、暴力だけはなく、束縛や嫌がらせなど多岐にわたる。被害者は追い詰められて自分を責めることも多く、被害が表面化しにくいことも。徐々にエスカレートして事件に発展するケースも目立ち、専門家は周囲への早期の相談などを促している。

**■２０代女性では３６％も被害**

　内閣府の調査（平成２９年度）によると、交際相手から暴力被害を受けた経験のある女性は２１・４％と、およそ５人に１人に上るという。２０代に限定すると３６％に達し、深刻度が増している。しかし、被害者のうち周囲に相談したという人は５５・９％で、相談先が「警察」と回答した人は２％にとどまる。

《居場所を逐一報告させられる》《バイトをやめさせられた》《「別れたら死ぬ」と言われた》。デートＤＶは暴力だけではなく精神的な嫌がらせや過度な束縛・監視も含まれるが、徐々にエスカレートしていくため、加害者、被害者ともに、ＤＶの意識を持ちにくいとされる。

　デートＤＶ防止活動などを続けるＮＰＯ法人「エンパワメントかながわ」の阿部真紀理事長も「被害者は『おまえが悪い』などといわれ、自分が悪いから仕方ないと思わされるため、暴力だと気づきにくく被害が表面化しない側面もある」と説明。被害は氷山の一角で実際はもっと多いとみている。

　エスカレートの末に事件に発展するケースも後を絶たない。

　宮城県石巻市では平成２２年２月、少年（１８）が交際相手の少女の姉（２０）ら３人を殺傷。少年は「交際を反対している姉が邪魔だった」と供述。少女は１０回以上にわたり警察に暴力の相談をしていた。

大阪府堺市では２９年９月に交際相手の男（４８）が、女性（３５）と娘（４）を刺殺する事件があった。女性は警察に相談していたが、その後「別れた」と申告し、対応が打ち切られていた。

　今年１月にも大阪市で、交際相手の女性（３３）の首を絞めて殺害しようとしたとして殺人未遂容疑で男（３３）が逮捕された。女性も警察に被害を相談していたという。

■「周囲に早く助け求めて」

　深刻化するデートＤＶ被害だが、国の対応は十分とはいえない。２６年の改正ＤＶ防止法で婚姻関係がなくても同居の交際相手から受ける暴力へも裁判所が保護命令が出せるようになったが、今回のような同居していない交際相手は対象とされていない。

　阿部理事長は「被害者は悪くはない。デートＤＶというものを知り、自分が被害に遭っていることを認識し、周囲に早く助けを求めてほしい」と訴えている。

https://www.iza.ne.jp/kiji/events/news/190125/evt19012520120037-n1.html

# ・「自慰行為は健全で正常なこと」子供とのオープンな会話を専門家が勧める理由（ハフポスト日本版・1月28日）

# セックスについて正しい理解を持つ子供を育てたい親へ　専門家によるアドバイス

マスターベーションの話を子供にするのは少し気まずかったり、恥ずかしかったり、またはとても不愉快でさえあるかもしれない。しかしセックスと自身の体について健全な理解を持つ子供を育てたいと思う親にとって、それは必要な会話だ。

「マスターベーションは人間のセクシュアリティーの非常に重要な一部です。それは自律性、喜び、アイデンティティー、親密さに対する個人の考えを形成します」と性教育の教師である[キム・カヴィル](https://www.teaandintimacy.com/)さんはハフポストUS版に語った。「邪魔をしようとしたり、恥じ入らせたり、やめさせようとしたりすると、子供たちに深刻な害を与えます。解決すべき問題ととらえるのではなく、子供たちが性的に健康な大人になれるようにするスキルや考えを教える機会としてとらえましょう」。

このような会話に関する情報を伝えるため、ハフポストUS版はカヴィルさんとその他2人の性教育者に、子供にマスターベーションまたは自慰行為に関わる話をする最適な方法を聞いた。子供の親や保護者が覚えておくべき、専門家によって裏付けられたガイドラインとコツを以下に紹介する。

**早くから始める**

幼いころからオープンな話し合いを促すことで、子供の自分の体への理解の基礎を築くことができる。このような会話の話題はマスターベーションを含め、多岐にわたるだろう。

「セクシュアリティーに関するあらゆる会話と同じように、一度に重大な話をするのではなく、早くから徐々に段階的に取り組むべきことです」と性教育者の[リディア・M・バウワース](https://www.lydiambowers.com/)さんは述べた。「それから、私たちは性的でない方法での喜びについても話をするべきです。『風が顔に当たる感じが好き』だとか『紫色は私を幸せな気持ちにしてくれる』だとかです。子供たちが言語能力と、気持ちがいいことは恥ずかしいことではないという知識の両方を発達させることができるようにです」。

カヴィルさんは通常9歳～16歳で始まる思春期の到来より前にセルフプレジャー(自慰行為)について子供に話をすることを勧めた。多くの親にとってこのような会話はもっとずっと早い段階で起こる。子供たちが自身の体を非常に幼い時から探り始めるからだ。

「私たちは通常、マスターベーションをティーンエイジャーと結びつけますが、1歳～5歳の子供の幼児期のマスターベーションも非常によくあることです」とカヴィルさんは述べた。多くの幼児が自分の気持ちを落ち着かせる方法の一つとして自分の性器に触る。指しゃぶりのようなものだ。この行為は性的な考えに駆られたものではなく、性器の辺りは多くの神経末端があり単に触ると気持ちがいいという事実によるものだ。

「どんな年齢であってもマスターベーションは淫らなことではないし、恥ずかしいことでも反道徳的でもありません」とカヴィルさんは述べた。「それどころか、人間がマスターベーションにふけるのは完全に正常で健全なことです」。

**マスターベーションは正常であることを強調する**

恥が伴わない方法でマスターベーションについて話をすることで、マスターベーションを正常なものとすることが親と保護者にとってきわめて重要だ。子供がすでにセルフプレジャーを始めている場合は特にそうだ。

「嫌悪感を抱いたり、叱ったり、否定したりすることは子供が教訓になりません。それどころか以後の人生で、恥に感じ続けたり自己嫌悪に陥る恐れすらあります」とカヴィルさんは述べた。「受け入れることを伝える方法は簡単で、このような感じです。『自分のペニス/外陰部/肛門に触ってるんだね。気持ちいいよね。そういう部分を触るのは、体の他の部分、例えばヒジとかヒザを触るのとは全然違う感じがするものだよ。あなたが自分の体を理解するようになってうれしい。だって体はとってもクールなものだからね』」。

また、子供またはティーンエイジャーがマスターベーションをしなくてもまったく正常だ。どちらにせよ会話を始めることはセルフプレジャーについてのよりポジティブな理解を促進する。自身の体について理解するようになるため子供たちにとって有益だろう。またこのような会話は衛生管理や性器の正式な名称、それに危険な接触への対処法などについて話し合う機会にもなるだろう。

「子供たちが自由に自分の体を探ることができると、子供たちは自己意識を発達させます。それにより危険な接触が起きた時にそれを見分ける用意ができます」と性教育者のメリッサ・カーネギーさんは説明した。「若者が自身の体についてより多くの情報と自信を持っていると、大人として同意の上の、より安全で楽しいセックスを支持するようになるでしょう」。

**マスターベーションは私的なことであると説明する**

親は、セルフプレジャーは正常で自然なことだと伝えたら、それが私的なことであることもはっきりさせることだ。これは枕や家具、おもちゃなどに性器をこすりつけることがある幼児には特に重要だ。

「プライバシーは他人には見えないものまたは場所。パブリック（公共）は他人が見ることのできるものまたは場所、として定義できます」とカヴィルさんは述べた。「プライバシーを教える方法はこんな感じです。『あなたがペニス/外陰部/肛門を触って自分の体を楽しんでいることがとてもうれしい。それは普通こっそりと、または他人には見えない場所でやることだよ』。それから一番近くのプライベートな空間に行こうと提案し、『ここがあなたが自分のペニス/外陰部/肛門を触るためのプライベートな場所だよ。ここではいつでも好きな時に一人きりになれるよ』と言うのです」。

障害またはその他の要因でその他の会話方法を使っている家族については、家の共通エリアと私的エリアを分類する絵記号によってもこのコンセプトを教育できるとカヴィルさんは指摘した。

幼児は身の回りの出来事について必ずしも強く意識しているとは限らないため、セルフプレジャーをするのに適した時間や場所を示すための注意や、優しく正しい行動を促すのは親の役目だ。バウワースさんとカーネギーさんは「自分の体を触ると気持ちいいのは分かる。でもあなたのペニスは私的な部分の一つだから、それは夕食の席ではなくて自分の部屋で一人でやることだよ」というような言葉、または単に「人前にいる時は手をズボンから出しなさい」と言うことを勧めた。

**心配しすぎない**

親が自分の子供がどのくらい頻繁に自分の体を触っているのか心配するのは普通のことだ。カヴィルさんは、問題となるのはマスターベーションが体に害を及ぼしているか、または日常生活を妨げている場合だけだと述べた。

「マスターベーションをしたり繰り返し自分を傷つけたりするために、学校や様々な活動を避けたり、食事をしなかったり、その他の日常生活の活動を避けたりする場合は、医者やセラピストなどの専門家の支援を求めるべきです」とカヴィルさんはアドバイスした。「マスターベーションが日常生活を妨げたりケガを引き起こしたりせず、一人きりで行われている場合、このようなことはあまり起こりません」。

日常生活に支障をきたしている場合は、恥を伴わない方法で子供と共にその懸念に対処するようバウワースさんは勧めた。「体は気持ちいいけれど宿題や家事、さらには友達とのつきあいもおろそかにしてはいけないと認めることです」と彼女は述べた。「マスターベーションをするのは毎日のシャワー中はどう？寝る前は？」。

さらに親はマスターベーションは性的虐待のサインかもしれないと心配することもある。「他の関連する懸念または危険信号がないかぎり、それは原因でない場合が多いです」とカーネギーさんは述べた。「子供の性的な健康または行動に不安を感じたら、親は子供の小児科医と連絡をとるべきです」。

**自分自身の羞恥心を取り除く**

マスターベーションのような話題をオープンに語って、してはいけない質問はないことをはっきりとさせてくれる親や保護者がいることは、子供が性的健康の面で安全であり知識を持つことに役立つ。多くの親にとってこのような環境をつくるにはいくらか自分の考えを見直すことが必要だ。

「私たちのマスターベーションに対する考えがどのように子供たちへの対応に影響しているか考えることが重要です。私たちの多くはマスターベーションについて話をすることなく成長しました。そのため自分の子供たちとそのような話をするのが気まずいのです。宗教的な背景のある人は、性器を触ることについて話すことにある程度の羞恥心があります」とバウワースさんは説明した。「自分自身の考えについて評価する時間をとることで、自分の考えを認識して、その代わりにどんなメッセージを子供に伝えたいかを決めることができます」。

内面化された恥を抱えていたりトラウマを経験していたりして、子供とマスターベーションについて肯定的な会話をするのが難しい場合、親として助けを求めることの重要性をカヴィルさんは強調した。このような問題に向き合うことは家族の全員にとって有益だ。

「私たちの多くがこのような会話に羞恥心を感じます。それは育てられ方や過去の経験、自分自身の体との関係、またはトラウマが原因です」とカヴィルさんは述べた。「このような感情があると、恥を伴わない方法でこの話をするのは困難に思えるかもしれませんが、そのような感情に黙って苦しむ必要はありません」。

「私たちは親としてサポートを受けるに値します」とカヴィルさんは続けた。「子育てはとても大変な仕事です。子供たちは、私たちが見て見ぬふりをしたい自身の部分に私たちを向き合わせる傾向があります。 私たちは必要な時に支援を求めることを自分に許す必要があります。すべての答えを知っていなくてもいいこと、これを独りでする必要はないことを理解するためにです」。

**日本でも基本は同じ**

以上はアメリカの専門家によるアドバイスだったが、日本ではどうか？ 性教育に詳しい埼玉医科大学病院産婦人科医師の高橋幸子先生は、「日本でも基本の部分は同じ」とハフポスト日本版に話した。セルフプレジャーに対して否定をせず、思春期前に性についての会話をもつ事を勧めている。「日本では親も性教育を受けていませんから、親自身から会話を始めるのはとても難しいことです。逆に子どもから質問されたり、セルフプレジャーと見られる行動があった際に、それをチャンスとしてオープンに会話をすると良いと思います」。

また、今は性に関する子ども向けの本もあるので、それを活用するのも良いとのこと。男の子であれば『おれたちロケット少年』や『ジェームズ・ドーソンの下半身入門』、女の子には『女の子始めます。』や『ティーンズボディブック』が高橋先生のオススメ。保護者には、一家に一冊置いておく事をお勧めしているそうだ。

https://www.huffingtonpost.jp/2019/01/22/masterbation-healthy\_a\_23650201/?utm\_hp\_ref=jp-homepage

# ・特別養子縁組「原則１５歳未満」…法制審答申へ（読売新聞・1月29日）

　法制審議会（法相の諮問機関）の部会は２９日、特別養子縁組制度に関する法改正の要綱案を決定した。「原則６歳未満」とされる対象年齢を、「原則１５歳未満」に引き上げることが柱だ。政府はこの内容を盛り込んだ民法などの改正案を今国会に提出する方針で、成立すれば１９８８年の制度開始以来、初の見直しとなる。

　要綱案を決めたのは特別養子制度部会。２月の法制審の総会で正式決定後、山下法相に答申され、政府は３月にも法案を国会に提出する方針だ。

　特別養子縁組は、児童虐待や経済的事情などで実親と暮らせない子どもと、血縁のない夫婦が親子となる制度。普通養子縁組や里親と異なり、実親との親子関係は終了し、戸籍上も養父母の実子と同じ扱いになる。

https://www.yomiuri.co.jp/politics/20190129-OYT1T50084.html?from=ytop\_ylist

# ・特別養子、15歳未満に対象拡大　法制審部会が要綱案（日経新聞・1月29日）

実の親が育てられない子供のための特別養子縁組制度を巡り、法制審議会（法相の諮問機関）の部会は29日、現行で原則6歳未満の対象年齢を15歳未満に拡大する民法改正の要綱案を取りまとめた。15～17歳は一定の条件を満たせば例外的に縁組を認める。2月に山下貴司法相に答申する。年齢制限を緩和し、より多くの子供が制度を利用できるようにする。

法制審議会の部会に臨む委員ら。特別養子縁組制度についての民法改正要綱案をまとめた（29日午後、東京・霞が関）=共同

特別養子縁組は虐待や経済的事情で実親が育てられない子供に、家庭的で永続的な養育環境を与える制度。養親となる人の申し立てに基づき、家庭裁判所の審判を経る必要がある。成立件数は年間500件前後で推移している。成立すると実親との法的関係は消滅し、戸籍上も養父母の「実子」と同等の扱いになる。原則として離縁はできない。

改正により、児童養護施設にいる6歳以上の子供が利用できるようになる。年齢制限がネックとなり活用が進んでいないとして、2018年6月、当時の上川陽子法相が法制審に見直しを諮問していた。答申を受け、法務省は今国会に改正案を提出する。

家庭裁判所の審判で縁組が成立するまで、実親がいつでも縁組の同意を撤回できる現行手続きも改定する。審判を2段階に分け、養親となる人が養親として適当かどうかを審理する第2段階では実親に関与させない仕組みにする。

対象年齢を上げるほど、養親との関係構築が難しくなる点も指摘されている。15歳以上は民法上、本人の意思で一定の法律行為ができる。本人が同意すれば実親との法的関係が残る普通養子縁組が可能だ。このため特別養子縁組の対象は15歳未満が適当と判断した。

15～17歳の子供についても(1)本人の同意がある(2)15歳になる前から養父母となる人と一緒に暮らしている(3)やむを得ない事情で15歳までに申し立てができなかった――との条件を満たせば、例外的に特別養子縁組を認める。

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO40624180Z20C19A1CR8000/

# ・親は薬物依存症、「自分が悪いから」傷つく子ども…松本俊彦さんに聞く（弁護士ドットコム・1月30日）

薬物依存症は「回復できる病気」だという認識がすこしずつ広まりつつある。一方で、覚せい剤や大麻などの違法薬物を使うことは「犯罪」でもある。そのため、当事者はもちろん、その家族も治療や支援につながりにくいと指摘されている。

薬物の問題を抱える人たちのなかには、子どもをもつ人も少なくない。子どもたちのために、なにができるのだろうか。薬物依存症に詳しい松本俊彦さん（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部部長）に話を聞いた。（編集部・吉田緑）

●「親父は人間じゃないんだ。だったら、俺も人間じゃない」

松本さんは日頃、「薬物の恐ろしさや回復の難しさを伝えるだけでは不十分。新たな啓発も必要」だと訴えている。薬物依存症者に対する世間やメディアのバッシングは、思いもよらない影響を、その子どもたちに与えるからだ。

松本さんは「覚せい剤やめますか、人間やめますか」というキャッチコピーに傷つき、少年院入所に至った少年のエピソードを教えてくれた。

少年が薬物乱用防止教育を受けているとき、彼の父親は覚せい剤の使用で逮捕され、刑務所に入所していた。少年は「人間やめますか」という言葉に「親父は人間じゃないんだ。だったら、俺も人間じゃない」と思ってしまったそうだ。自ら悪い仲間に近づき、すすんで覚せい剤に手を出した少年。彼は覚せい剤の使用で逮捕され、少年院に入所した。

教育や啓発のあり方によっては、こころに傷を負ってしまう子どももいる。

●「自分が悪いから」傷つく子どもの自尊心

子どもたちは、社会的な偏見にさらされるだけでなく、家庭内でもまた辛い思いを抱えてしまう。

「もう2度と（薬を）やらない」と約束しても、繰り返し薬物を使ってしまう薬物依存症者に家族は疲弊していき、夫婦不仲に発展するケースは珍しくない。また、薬物依存症者は、薬理作用が原因で突然怒り出したり、配偶者に暴力をふるったりすることもある。薬物に耽溺（たんでき）するあまり、育児放棄（ネグレクト）となってしまう場合も少なくない。

このような家庭で育つ子どもたちには、どのような影響があるのだろうか。「『自分が悪い子だから親がこうなった』と子どもたちは自分と関連づけて親の問題をとらえてしまう」と松本さんは説明する。

松本さんによると、子どもが小学校高学年の場合は「消えたい」「自分はいらない子、いてはいけない子」などと思うようになり、自分を大事にしにくくなるのだという。

幼児の場合は落ち着かない家庭環境のなかで多すぎる（ネグレクトの場合は「少なすぎる」）刺激を受けてしまい、「落ち着かない」「ぼんやりする」などの影響が出ることもあるそうだ。このことが原因で、まわりから叱責されたり、いじめの対象になったりして「なんで自分ばかり」「居場所がない」などと感じるようになるという。

「自分を大事にできなくなると、リストカットなどの自傷行為に走りやすくなる。また、居場所がない、自分は必要ないなどと思ってしまうと、薬を誘ってくる人や悪い仲間など『自分を必要としてくれる人』に引き寄せられてしまう」と松本さんは話す。

逆に、親を反面教師にしようと「優等生」としてがんばりすぎてしまい、その反動で、高校や大学に進学した後になってから自傷行為や摂食障害などが問題化するケースもあるそうだ。

●大きすぎる「刑罰」の弊害

しかし、違法薬物の依存症者とその子どもたちを支援につなぐことは容易ではない。

覚せい剤や大麻などの違法薬物を使用すると、刑罰が科されることになる。初犯であれば、執行猶予がつくことが多いが、再犯であればほとんどが実刑判決となっている現状だ。親の逮捕や刑務所への収容により、子どもたちはさらに傷つくことになる。

松本さんは「違法薬物の依存症は合法の薬物（咳止め薬など）の依存症よりも重症度が低いことが多い。逮捕を機に治療や相談につながることがあるからだ」とメリットを挙げる。

「しかし、逮捕された後の刑罰の弊害は大きい。薬物依存症者とその家族を治療や支援の場から遠ざけている側面もある」と指摘する。

「病院を受診すると通報されるのではないかと怯えている家族や当事者も少なくない。また、逮捕をおそれて、だれにも相談せず、問題を抱え込む家族もいる。

刑務所に入ることになれば、家族や友人は離れていき、履歴書に空白の期間ができてしまう。当事者は大事なものをすべて失った状態で病院にやってくるので、回復の希望がみえにくい。法律によって守られている健康被害よりも、刑罰による弊害が上回っている」

●「親としてやり直す」ための支援を

松本さんによると、虐待を受けていたり、トラウマを抱えていたりしても、子どもたちは親のことが大好きなのだという。

「援助者のなかにも薬物依存症に対する偏見はあり、『薬物を使う親は親ではない』と考えている人たちもいる。しかし、単に児童相談所に通報し、一律に強制的な親子分離をおこなうのではなく、親子としてやり直すための支援も考えるべき」と松本さんは訴える。

そのために重要なのは、なにより親が薬物依存症から回復することだ。「まずは親が助けを求められる場所を担保すること。そして、親として再チャレンジできる仕組みを構築し、親と子どもの双方が治療や支援にアクセスしやすいような働きかけが必要」

また、「女性の薬物依存症者は子どもがいることを理由に、自助グループやプログラムにつながりにくい現状がある。母子で参加できるプログラムを用意しては」と提案する。

【プロフィール】

松本俊彦（まつもと・としひこ）。精神科医。国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部長、および同センター病院・薬物依存症センター長。日本アルコール・アディクション医学会理事、日本精神科救急学会理事

https://www.bengo4.com/c\_1009/n\_9172/